

令和6年6月28日

令和5年度事業報告

函館水先区水先人会
会長 依藤 昭雄 

令和 5年度は、当水先区に於ける水先業務の円滑な遂行に資するため、合同事務所の水先の引受に関する事務、水先人の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事業を実施した。

1. 重点事業

令和 5年度は昨年度に続いて、「海上物流の基盤強化のための港湾法の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)」により改正された水先法が施行されてから12年目であることを考慮し、利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に引受窓口業務の円滑な実施を図るため、法人水先人会としての会則等の整備、事業体制の確立及び合同事務所運営の準備を重点事業として推進した。

2. 各事業

次の「具体的事業を行った

(1) 水先業務の円滑な遂行のための事業

①本年度において当水先区水先人が実施した246隻の水先業務に係わる次の事業

- ・水先業務の引受けに関する事務の実施
- ・会員のための料金収受事務の実施
- ・水先の円滑な業務実施のための支援業務

②水先人会の運営整備に関する事業

- ・合同事務所の事務体制の整備
- ・連絡体制の整備(OA機器の更新及び連絡体制の見直し)

(2) 会員の指導・連絡及び水先人の研修等

①水先人の訓練等

- ・乗下船安全研修など水先人会における教育訓練の実施
- ・日本水先人連合会が実施した複合訓練への参加促進

(3) 水先人会の会務関係事業

次のとおり、水先人会の運営促進のために会議などを開催し、また、運航の関する関係者との協議関係整備のための会合等に出席した。

①水先人会運営のための会議 3回

　　総会、懇談会、水先業務運営会議等

②水先人の研修訓練等 2回

　　乗下船安全訓練

安全研修に参加(海難防止に関する講義等)

③水先区関係者との会合 8回
代理店各社との業務連絡会、海上保安部との業務懇談会等

④日本水先人会連合会の会議 3回
総会、規制緩和関係の委員会等

(4) 日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力事業

(5) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力する為の会議

以上